

6 介護サービス基盤の整備促進

(1) 介護サービス基盤の整備促進

ア 概要

介護が必要な状況になっても高齢者が住み慣れた地域で安心してできるだけ自立した生活が送れるよう、介護サービスを計画的に提供していくことが必要である。このため、今後の要支援・要介護認定者の増加に対応した必要なサービスの目標量を定め、介護サービス基盤の整備を促進することが介護保険を行う主体である市町村に求められる。

介護保険法第117条において、「市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする」とされている。これに基づき、広島市では、高齢者施策推進プラン（平成27年度（2015年度）～平成29年度（2017年度））の中で、第6期介護保険事業計画期間（平成27年度（2015年度）～平成29年度（2017年度））の介護サービスの量を見込み、介護サービス事業者の適正な参入や事業の適正規模の確保に努めている。高齢者施策推進プランにおいて、介護サービス基盤の整備促進のために掲げた主な施策は以下のとおりである。

(ア) 居宅サービス

- ・ 居宅サービスの利用状況等に係る情報の提供などにより、介護サービス事業者の適正な参入を図るとともに、医療と介護の連携の強化などにより、質の高い居宅サービスの提供を図る。

(イ) 地域密着型サービス

- ・ 地域密着型サービスは、地域包括ケアシステムの基盤づくりを推進する上で重要な役割を有しており、今後さらにサービス提供体制の充実を図る必要がある。このため、これまでの事業所の開設状況を考慮の上で、必要なサービスの利用状況等に係る情報の提供を図りながら、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護等のサービス基盤の整備を促進する。

また、地域密着型サービス事業者の参入に当たっては、その事業計画を評価し、サービスの向上を図る。

(ウ) 施設・居住系サービス

- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、依然として多数の入所申込者がいること、また、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）については、認知症高齢者の増加によりさらなる需要が見込まれることから、第5期介護保険事業計画と同様、これらの施設の整備を重点的に促進する。

a 介護老人福祉施設

- (a) 介護老人福祉施設については、国において、施設入所者を要介護3以上の高齢者に重点化する方針に変更された。第6期計画期間中においては、この方針に従い、次のような事情等を考慮して661人分（定員数670人分）の整備

を促進する。

- ・ 入所前の居所について、自宅、介護老人保健施設及び病院・診療所（療養病床を除く。）の人が入所者全体の約8割を占めていること
- ・ 要介護4、要介護5及び自宅でひとり暮らしをする要介護3の者については、在宅生活の困難性が特に高いと思われること
- ・ 第6期計画期間中の要介護認定者数及び介護老人福祉施設の年間退所者数

(b) 介護老人福祉施設の居住空間については、個室・ユニット化を促進することを基本としつつ、国の方針を踏まえながら、必要に応じてプライバシーに配慮した多床室の整備について検討する。

(c) 介護老人福祉施設には、地域包括ケアシステムの構築の中で、地域の高齢者への総合的な支援機能を果たすことが期待されていることから、第6期介護保険事業計画のモデル事業として、都心など介護老人福祉施設が未整備の日常生活圏域を中心に、地域密着型介護老人福祉施設58人分の整備を促進する。この整備に合わせて、地域密着型サービス事業所の併設を誘導することにより、高齢者が安心して在宅生活を継続していくための居宅系介護サービス基盤の充実を図る。また、今回のモデル事業の実施効果等を検討のうえ、第7期介護保険事業計画以降の施設整備の在り方を検討する。

b 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）については、現在の整備水準（認知症日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者に占める定員の割合）を維持することを目標とし、第6期計画期間中に定員数270人分の整備を促進する。

なお、スプリンクラーの設置や耐震化など防災上の安全性を確保する観点から、既存の1ユニットの事業所について2ユニット化を促進する。

c 介護老人保健施設

介護老人保健施設については、入所申込者や年間の入退所者の状況並びに介護老人福祉施設の新規整備数に介護老人保健施設に入所している人数を考慮したことを踏まえ、第6期計画期間中の新たな整備は見込まないこととする。

d 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護については、現在の整備水準（高齢者人口に占める定員の割合）を維持することを目標とし、今後の高齢者人口の伸び率を勘案した上で、第6期計画期間中に新たに定員数240人分を見込むこととする。

なお、軽費老人ホームについては、介護の必要な入所者が増加し介護サービスの必要性が高まっていることを考慮し、未指定の既存施設に希望があれば新たに指定する。

e 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設については、国において平成29年度末までの廃止を基本としつつ生活機能を維持改善するリハビリテーションを行うなど一定の要件を満たす施設の存続を認めることとしたこと、及び既存施設の他機能への転換状況等

を踏まえ、第6期計画期間中の施設数・定員数の変更は見込まないこととする。

また、広島市においては、上述した介護サービスの見込量の推計を以下のように行っている。

<広島市における介護給付費等対象サービスの見込量の推計手順>

広島市は、厚生労働省の介護給付費推計ワークシートを使用し、介護給付費等対象サービスの見込量の推計を行っており、具体的な手順は以下のとおりである。

(a) 給付実績（サービスごとの利用者数、利用回（日）数、給付費の実績）の整理
自然体推計のために、過去のサービスごとの利用者数、利用回（日）数、給付費の実績を整理することが必要である。広島市では、厚生労働省から公表される「介護保険事業状況報告」を活用した給付実績の整理を基本として整理している。

(b) 人口及び要支援・要介護認定者数の推計

広島市では国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を基に独自に推計人口を見積っている。そして、厚生労働省のワークシートにより独自に見積もった推計人口と過去の認定状況の推移を踏まえて自然体推計し、要支援・要介護認定者数を推計している。なお、広島市においては、介護予防の取組の効果を定量的に数値化できないため、施策効果を反映させた推計は行っていない。

(c) 施設・居住系サービスの見込量の推計

施設・居住系サービスの整備方針に基づき設定した整備目標等を踏まえ、利用者数を設定して施設・居住系サービスの見込量を推計している。

(d) 在宅サービス等（施設・居住系サービスを除く）の見込量の推計

在宅サービス等の利用対象者数にサービスごとの利用率と1人1月当たり利用回数（日数）を乗じて在宅サービス等の見込量を推計している。

<各指標の算出方法>

- ・ 在宅サービス等の利用対象者数
要支援・要介護認定者数から施設・居住系サービス利用者数を除いて算出する。
- ・ サービス種別ごとの利用率
過去5年間（平成21年度～平成25年度）の在宅系サービス等の利用対象者に占める各サービス利用者の割合の対前年度伸び率の平均を踏まえ算出する。
- ・ 1人1月当たり利用回数（日数）
過去5年間（平成21年度～平成25年度）のサービス別・要介護度別の1人1月当たり利用回数（日数）の対前年度伸び率の平均を踏まえ算出する。

イ 実施した監査手続の詳細

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課の担当者に対し、高齢者施策に係る上記の事業についてヒアリングを行い、必要に応じて関連書類を閲覧した。

ウ 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

7 介護保険事業の円滑な実施

(1) 介護保険事業の円滑な実施

ア 概要

介護保険における指導監査では、平成18年4月に施行された改正介護保険法において、「指導」と「監査」とが明確に区分されている。これを受けて発出された「介護保険施設等の指導監督について」（厚生労働省老健局長通知 老発第1023001号 平成18年10月23日）において、「介護保険施設等指導指針」及び「介護保険施設等監査指針」が制定され、以下のように「指導」と「監査」の役割が規定されている。

(ア) 「指導」について

指導は、サービス事業者等に対し、法令等に定める介護給付等に係る介護保険サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知させることを方針とする。指導の形態には、集団指導と実地指導がある。

- ・ 集団指導

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。

- ・ 実地指導

実地指導は、厚生労働省が作成した「介護保険施設等実地指導マニュアル」等を活用し、指導対象となるサービス事業者等において関係書類を閲覧し、関係者との面談により実施する。

また、実地指導は、高齢者虐待防止、身体的拘束禁止等の観点から行う運営指導と、不適正な請求防止の観点から行う報酬請求指導の2つの側面から行われる。

広島市は「広島市介護保険施設等指導要綱」及び「介護保険事業者の指導監督実施計画」に基づいて「指導」を実施することにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図っている。

広島市介護保険施設等指導要綱

第5 指導の対象の選定等

指導はすべてのサービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、次のとおり選定する。

1 集団指導

指導対象については、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

2 実地指導

(1) 一般実地指導

一般実地指導は、毎年度策定する指導に係る計画に基づきサービス事業者等を選定するほか、特に一般実地指導を要すると認めるサービス事業者等を対象に実施する。

(2) 合同実地指導

合同実地指導は、一般実地指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

第6 指導方法等

1 集団指導

(1) 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

(2) 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した資料等を送付するなど、必要な情報提供に努めるものとする。

2 実地指導

(1) 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ、次に掲げる事項等を文書により当該サービス事業者等に通知する。ただし、緊急に指導を実施する必要があると判断した場合には、指導の当日に通知を行うことができるものとする。

ア 実地指導の根拠規定及び目的

イ 実地指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 出席者

オ 準備すべき書類等

(2) 指導方法

実地指導は、厚生労働省が作成した「介護保険施設等実地指導マニュアル」等に基づき、関係者から関係書類を基に説明を求め面談方式で行う。

(3) 指導結果の通知等

実地指導の結果については、後日文書により通知する。

なお、実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、その内容も併せて

通知する。

(4) 改善報告書の提出

(3)の改善を要すると認められた事項等に関する指導結果通知を行う場合には、当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、期限を定め、文書により報告を求めるものとする。

※出所 「広島市介護保険施設等指導要綱」から抜粋

介護保険事業者の指導監督実施計画

3 実地指導

(1) 指導の種類

ア 予防的実地指導

新規指定施設・事業所を対象とし、原則、指定後6月を目途に、人員配置、施設・設備の使用状況等について指定申請書類との整合性や報酬請求状況の確認などを行い、事業開始時における介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図る。

イ 指定更新時実地指導

指定更新時に人員・設備・運営基準の遵守状況を確認し、保険給付の適正化を図る。なお、介護予防サービスを一体的に運営している場合には、介護サービス事業所の更新時に併せて実施する。

ウ 重点的実地指導

介護給付費適正化システムの分析情報や通報・苦情・相談等を基に、特定の事業所又は特定のサービス種類の事業所を対象に、ポイントを絞った効果的な指導を実施する。

※出所 「介護保険事業者の指導監督実施計画」から抜粋

(イ) 「監査」について

監査は、サービス事業者等の介護給付等サービスの内容について、法令等に定める介護給付等対象サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

広島市においては、実地指導中に次に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「広島市介護保険施設等監査要綱」により監査を行うこととしている。

- a 著しい運営基準違反が確認され、虐待、身体拘束等により利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- b 報酬請求に誤りが確認され、その内容が、不正又は著しく不当な請求と認めら

れる場合

- c 指定基準等に著しく違反していると認められる場合

イ 実施した監査手続の詳細

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課の担当者に対し、高齢者施策に係る上記の事業についてヒアリングを行い、必要に応じて関連書類を閲覧した。

ウ 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

エ 監査の意見

サービス事業者等に対する実地指導の頻度について（介護保険課）

厚生労働省の通知において、平成 17 年度までは原則 3 年に 1 回のサービス事業者等に対する実地指導が求められていたが、平成 18 年度以降においては効果的かつ効率的な実地指導を行う観点から、原則 3 年に 1 回の実地指導を行う規定は削除されている。従来、広島市は原則 3 年に 1 回の実地指導をしていたが、平成 24 年度から施設サービスや居宅サービスの指定権限等が広島県から移譲され、広島市が実施すべき実地指導件数が増大したことを踏まえ、指定更新時（6 年ごと）に実地指導をすることとしている。しかし、無条件に指定更新時のみに実地指導を行うことは、実施頻度が下がり効率的にはなるものの、実地指導において指摘事項があったサービス事業者等への実地指導の頻度も下げることになり、適時に十分な指導が行われないことから問題がある。

そのため、現状の指定更新時に実地指導を実施する方針は維持しつつ、実地指導において継続的に確認すべき指摘事項があったサービス事業者等に対しては、次回の指定更新時実地指導の他に適時に実地指導を行うべきである。

なお、監査実施時における指摘により、「平成 27 年度介護保険事業者の指導監督実施計画」において、継続的に確認すべき指摘事項があったサービス事業者等に対して適切な時期に実地指導を実施することを記載し、当該事業者等に対して実地指導を行うことを計画している。

(2) 要支援・要介護認定の適正化

ア 概要

介護保険法第 19 条第 1 項では、「介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態区分について、市町村の認定(以下「要介護認定」という。)を受けなければならない。」とされており、同条第 2 項では、「予防給付を受けようとする被保険者は、要支援者に該当すること及びその該当する要支援状態区分について、市町村の認定(以下「要支援認定」という。)を受けなければならない。」とされている。このように被保険者は、介護保険のサービスを利用するためには、まず要介護認定又は要支援認定を受ける必要がある。

要支援・要介護認定は介護サービスの必要度を判定するものであり、市町村の認定調査員による認定調査と主治医意見書に基づくコンピュータによる一次判定及び介護認定審査会における二次判定により区分が決定される。

コンピュータによる一次判定は、対象者の認定調査の結果をもとに 5 分野(直接生活介助、間接生活介助、BPSD 関連行為、機能訓練関連行為、医療関連行為)について、要介護認定等基準時間を算出し、その時間と認知症加算の合計を基に要支援 1～要介護 5 に判定している。

【要支援・要介護区分ごとの要介護認定等基準時間】

区分	要介護認定等基準時間
要支援 1	要介護認定等基準時間が 25 分以上 32 分未満又はこれに相当すると認められる状態
要支援 2	要介護認定等基準時間が 32 分以上 50 分未満又はこれに相当すると認められる状態
要介護 1	要介護認定等基準時間が 50 分以上 70 分未満又はこれに相当すると認められる状態
要介護 2	要介護認定等基準時間が 70 分以上 90 分未満又はこれに相当すると認められる状態
要介護 3	要介護認定等基準時間が 90 分以上 110 分未満又はこれに相当すると認められる状態
要介護 4	要介護認定等基準時間が 110 分以上又はこれに相当すると認められる状態
要介護 5	要介護認定等基準時間が 110 分以上又はこれに相当すると認められる状態

※出所 「厚生労働省ホームページ」から抜粋

要支援・要介護の認定を受け介護保険サービスを利用した場合、利用者は原則として費用の 1 割をサービス事業者に支払い、9 割は、介護保険から事業者に支払われる。また、居宅サービスには、要介護状態区分ごとに介護保険で利用できる上限額(支給限度額)が決められている。支給限度額を超えた利用料にかかる費用は、全額自己負担となる。

【居宅サービスの支給限度額】

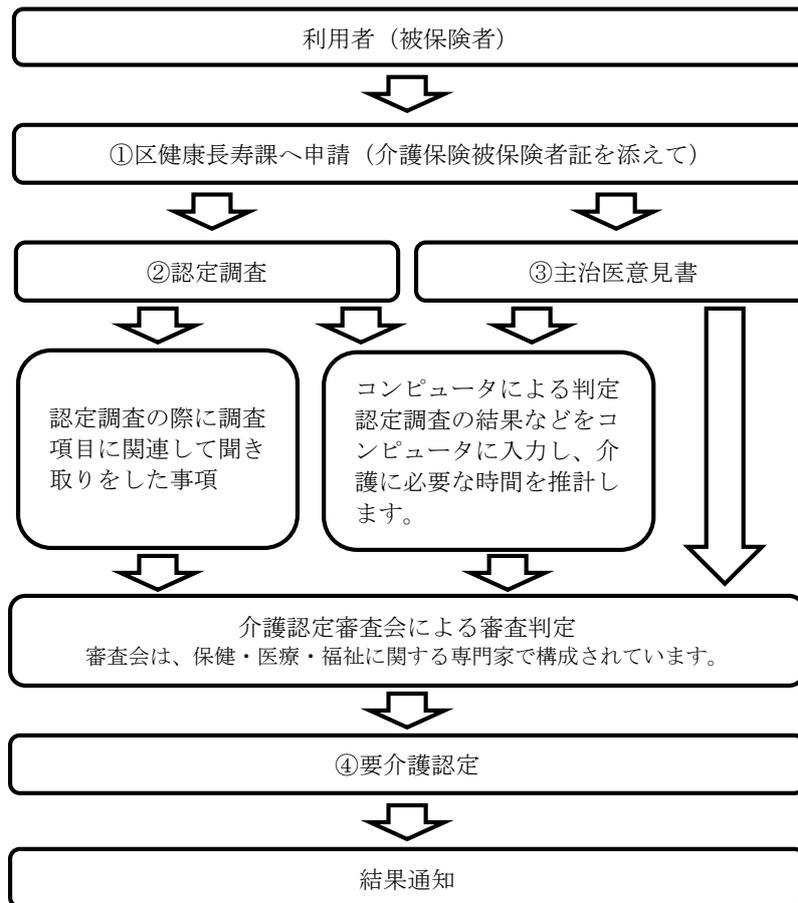
要介護状態区分	訪問・通所・短期入所等サービス 支給限度額（1か月当たり）	支給限度額全部を利用した場合 の利用者負担1割の目安（1か 月当たり）
要支援1	5,003 単位（50,030 円程度）	5,003 円程度
要支援2	10,473 単位（104,730 円程度）	10,473 円程度
要介護1	16,692 単位（166,920 円程度）	16,692 円程度
要介護2	19,616 単位（196,160 円程度）	19,616 円程度
要介護3	26,931 単位（269,310 円程度）	26,931 円程度
要介護4	30,806 単位（308,060 円程度）	30,806 円程度
要介護5	36,065 単位（360,650 円程度）	36,065 円程度

※出所 広島市「介護保険制度の案内」から抜粋

以上のように、要支援認定・要介護認定の状態区分により介護保険の支給限度額が異なってくることから、どの状態区分に該当するかは認定は非常に重要な意味を持つ。

(ア) 要介護認定及び要支援認定の認定手続

要介護認定及び要支援認定にあたっては、「要介護認定等の実施について」（平成21年9月30日老発0930 第5号 厚生労働省老健局長通知）及び「介護認定審査会の運営について」（平成21年3月31日老発0331006号厚生労働省老健局長通知）に基づき、全国統一の認定手続を行っている。認定手続等の概略は以下のとおりである。



① 要介護認定の申請

要介護認定申請書に介護保険被保険者証を添えて住所地の区健康長寿課に提出する。

② 認定調査

申請された方の心身の状況・介護の必要な度合いなどを調べるために、広島市の担当者又は市が委託した指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員（ケアマネジャー）が、本人と家族などから聞き取り調査を行う。

③ 主治医意見書

申請者の主治医は、広島市の依頼に基づき主治医意見書を作成し、区健康長寿課に提出する。

④ 要介護認定

認定調査の結果と主治医意見書をもとに介護認定審査会で審査判定を行い、区健康長寿課から要介護認定結果通知を送付する。

※出所 広島市「介護保険制度の案内」から抜粋

(イ) 要介護認定の適正化

要介護認定の適正化は、介護サービスの必要度に応じ公平に判定されるという客観性を担保するものであり、介護サービスの適正な提供や介護保険制度の信頼性の維持のために重要な手続である。

広島市では、要介護認定の適正化を図るために以下の取り組みを行っている。

- ・ 新規の申請者に対する認定調査は、広島市が直接実施する。
- ・ 更新や区分変更の申請者に対する認定調査のうち委託して行うものについて、認定調査の内容の点検を実施し認定調査の標準化を図る。
- ・ 認定調査員や介護認定審査会委員に対する定期的な研修を実施する。

(ウ) 要介護認定に係る調査の実施者

要介護認定に係る調査の実施者は、厚生労働省からの通知「要介護認定等の実施について（平成 21 年 9 月 30 日老発 0930 第 5 号）」において次のように定められている。

要介護認定等の実施について
2 要介護認定に係る調査の実施者
(1) 市町村職員による認定調査 要介護認定に係る調査のうち、新規の要介護認定申請に係る認定調査については、市町村職員が実施する。
(2) 指定市町村事務受託法人への委託 市町村は認定調査を指定市町村事務受託法人に委託することができる。
(3) 指定居宅介護支援事業者等への委託 市町村は、新規の要介護認定に係る認定調査を除き、認定調査を指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設若しくは地域包括支援センター（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）又は介護支援専門員であって規則第 40 条第 5 項の要件を満たすものに委託することができる。

※出所 厚生労働省通知「要介護認定等の実施について」から抜粋

認定調査は支給決定の基本となる重要な業務であり、その実施に当たっては、専門性に加え中立性・公平性の確保が重要である。

そのため、厚生労働省老健局からの「「介護給付適正化計画」について（平成 19 年 6 月 29 日）」において次のように取り組むものとされている。

V これからの取組
4 保険者が行う適正化事業
(1) 要介護認定の適正化
④ 変更・更新の認定調査についても適正化を図るため、市町村職員による調査、指定市町村事務受託法人への調査の委託等についての検討を行う。

※出所 厚生労働省老健局「「介護給付適正化計画」について」から抜粋

全国の市町村における平成 21 年度から平成 25 年度の要介護認定の変更・更新の

認定調査の調査件数は以下のとおりとなっており、指定居宅介護支援事業者等への委託から指定市町村事務受託法人への委託への変更を進めていることが伺える。

【要介護認定の変更・更新の認定調査の件数】

(単位：万件)

調査件数	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市町村職員	202.0	206.0	216.6	214.5	210.4
指定市町村 事務受託法 人へ委託	34.6	38.1	40.6	41.8	42.4
指定居宅介 護支援事業 者等へ委託	200.2	203.4	209.5	212.2	197.9

(単位：%)

調査件数の 構成割合	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市町村職員	46.2	46.0	46.4	45.8	46.7
指定市町村 事務受託法 人へ委託	7.9	8.5	8.7	8.9	9.4
指定居宅介 護支援事業 者等へ委託	45.8	45.5	44.9	45.3	43.9

※出所 厚生労働省の「介護保険最新情報」から抜粋したものを監査人加工

また、広島市及び他の政令指定都市の更新時の認定調査の実施者別割合は次のようになっている。

【政令指定都市の更新調査の実施者別割合（平成 25 年度現在）】

区分	広島市	A市	B市	C市	D市	E市	F市	G市
市職員	0%	0%	0%	89%	15%	81%	0%	9%
指定市町村 事務受託法 人へ委託	3%	100%	89%	0%	13%	0%	0%	0%
指定居宅介 護支援事業 者等へ委託	97%	0%	11%	11%	72%	19%	100%	91%

区分	H市	I市	J市	K市	L市	M市	N市
市職員	1%	0%	97%	1%	47%	44%	62%
指定市町村 事務受託法 人へ委託	0%	98%	0%	0%	0%	35%	(未集 計)
指定居宅介 護支援事業 者等へ委託	99%	2%	3%	99%	53%	21%	

※出所 広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課資料から抜粋

広島市の特徴として、市職員の更新調査の実施がなく、指定居宅介護支援事業者等へ委託の比率が97%と他の政令指定都市と比較してかなり高い状況にある。なお、平成26年度においては、広島市は更新調査の要介護認定を行う指定市町村事務受託法人への委託を1法人増加させ、指定市町村事務受託法人への委託の比率を3%から6%に上昇させている。

イ 実施した監査手続の詳細

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課及び広島市中区役所厚生部健康長寿課の担当者に対し、高齢者施策に係る上記の事業についてヒアリングを行い、必要に応じて関連書類を閲覧した。

ウ 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

エ 監査の意見

要介護認定の調査の実施者について（介護保険課）

厚生労働省老健局からの「介護給付適正化計画」について（平成19年6月29日）に基づき、変更・更新の認定調査について適正化を図るため、全国の政令指定都市では、市職員による調査、若しくは認定調査を専門に実施する指定市町村事務受託法人への調査の委託を進めている状況である。

一方、広島市においては、他の政令指定都市と比較し指定居宅介護支援事業者等への委託の比率が高い状況にあり、変更・更新の認定調査の一層の適正化を図るためには、指定居宅介護支援事業者等への委託の比率を下げ、市職員による調査あるいは指定市町村事務受託法人への委託を進める必要がある。

このうち、市職員による調査については、現行の市の実施体制を考慮すると、新規申請への対応で限界であり、変更・更新時の認定調査を市職員が実施することは困難であることから、変更・更新の認定調査は指定市町村事務受託法人への委託を進めるべきである。

(3) 保険料の軽減のための取組の実施

ア 概要

第1号被保険者の介護保険料は介護保険事業計画にあわせて3年に1度改定されている。(介護保険法が施行された平成12年度から平成16年度を第1期として、平成24年度から平成26年度が第5期となる)介護保険料は各市町村(保険者)の介護給付費等により決定されるため、市町村(保険者)ごとに異なる。

(ア) 広島市における第1号被保険者の介護保険料

広島市における介護保険料は基準額を基に、所得等に応じて13段階に設定されている。第4期は9段階の設定であったが、第1号被保険者の負担能力に応じたきめ細かな対応を図れるように第5期より13段階の設定としている。

第5期計画期間（平成24年度（2012年度）～平成26年度（2014年度））				
所得段階	要件		保険料率	保険料月額
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税		0.5	2,769円
第2段階	世帯全員が市民税非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額80万円以下	0.55	3,046円
第3段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額80万円超120万円以下	0.7	3,876円
第4段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額120万円超	0.75	4,153円
第5段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者有）	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額80万円以下	0.9	4,984円
第6段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額80万円超	1.0	5,537円
第7段階	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額125万円以下	1.1	6,091円
第8段階		本人の前年の合計所得金額125万円超200万円未満	1.25	6,922円
第9段階		本人の前年の合計所得金額200万円以上300万円未満	1.5	8,306円
第10段階		本人の前年の合計所得金額300万円以上400万円未満	1.6	8,860円
第11段階		本人の前年の合計所得金額400万円以上600万円未満	1.75	9,690円
第12段階		本人の前年の合計所得金額600万円以上800万円未満	1.95	10,798円
第13段階		本人の前年の合計所得金額800万円以上	2.15	11,905円

※出所 「広島市高齢者施策推進プラン」から抜粋

(イ) 介護保険料の減免制度

広島市では、災害により著しい損害を受けたり、生計を支えている人が長期間入院して収入が激減したなど、特別な事情により介護保険料の納付が困難になった場合には、減免の制度がある。また、介護保険料の所得段階が第2段階、第3段階又は第4段階となっている人のうち、特に収入が少ない人を対象に、保険料を第1段

階相当に減額する制度を設けている。

<介護保険料の減免制度>

① 特に収入が低く、生活が著しく困窮している人

減免を受けられる人	申請に必要なもの
<p>次の全ての要件に該当することが必要です。</p> <p>1 本人の所得段階が第2段階、第3段階又は第4段階であり、世帯全員が市民税非課税であること</p> <p>2 世帯の年収が単身世帯の場合、114万円（世帯員1人増えるごとに48万円を加算）以下であること</p> <p>3 他の世帯に属する人の所得税又は個人市町村民税の扶養控除において、扶養親族となっていないこと</p> <p>4 他の世帯に属する人が被保険者となっている健康保険などの医療保険において、被扶養者となっていないこと</p> <p>5 居住用の土地の敷地面積が200㎡未満であること ※本人及び世帯員が所有している場合。</p> <p>6 世帯の中に、居住用以外に処分可能な土地又は家屋を所有していないこと※自己の生計を立てるために行っている農林業等の事業に用いる土地又は家屋は除きます。</p> <p>7 世帯員全員が所有する預貯金や株式等有価証券の合計額が、350万円以下であること</p>	<p>1 被保険者証又は介護保険料納入通知書</p> <p>2 世帯員全員の前年の収入が分かるもの（申請が1月から3月の場合は前々年の収入） ・年金支払通知書 ・公的年金等の源泉徴収票 ・給与明細書 ・給与支払明細書 など ※収入の中には、非課税の遺族年金、障害年金、老齢福祉年金、雇用保険、仕送りなどを含みません。</p> <p>3 所有する土地の面積が分かるもの ・固定資産税納入通知書 など</p> <p>4 健康保険証（医療保険）</p> <p>5 印鑑</p>

【減免期間】 賦課の基準日から年度末まで

【減免内容】 第2段階、第3段階又は第4段階の保険料を第1段階相当額に減額

② 失業や入院などにより、生計中心者の収入が前年より著しく減少し、生活に困窮している人

減免を受けられる人	申請に必要なもの
<p>次の全ての要件に該当することが必要です。</p> <p>1 生計中心者が失業、入院、死亡、事業の休廃止等により、今年の収入見込が前年収入の2分の1以下に減少していること（又は翌年の収入見込が今年の収入見込の2分の1以下に減少）</p> <p>2 世帯全員の今年の収入見込月額が減免基準額の130%以下であること</p>	<p>1 被保険者証又は介護保険料納入通知書</p> <p>2 収入減少の原因が分かるもの 離職証明書、入院証明書、休業・廃業に関する届出書、営業収支の帳簿・会計簿など</p> <p>3 世帯全員の前年の収入と今年の収入見込が分かるもの ※収入の中には、非課税の遺族年金、障害年金、老齢福祉年金、雇用保険、仕送りなどを含みます。</p> <p>4 賃貸住宅の場合は、契約書、家賃の領収書</p> <p>5 印鑑</p>

- 【減免期間】 申請した日の属する月から6か月（再申請により最長12か月まで）
 【減免内容】 第5段階から第13段階までの保険料の人は第4段階相当に減額
 第2段階、第3段階又は第4段階の保険料の人は第1段階相当に減額

③ 災害により、住宅や家財に著しい損害を受けた人

減免を受けられる人	申請に必要なもの
次の全ての要件に該当することが必要です。 1 市町村の機関が発行するり災証明書に「全壊」、「半壊」又は「床上浸水」と記載されていること 2 災害を受けたことに対し、保険金や損害賠償金を受給していないこと	1 被保険者証又は介護保険料納入通知書 2 り災証明書 3 印鑑

- 【申請期間】 災害の発生した日から12か月
 【減免期間】 災害の発生した日の属する月から12か月（年度ごとの申請が必要）
 【減免内容】 減免期間の保険料を免除

④ 刑務所などに拘禁され、介護サービスを受けることができない人

減免を受けられる人	申請に必要なもの
次の要件に該当することが必要です。 1 在所証明書、出所証明書に記載されている収監等の期間が1か月を超えていること	1 被保険者証又は介護保険料納入通知書 2 在所証明書又は出所証明書 3 印鑑

- 【減免期間】 収監された日の属する月から出所した日の属する月の前月まで
 【減免内容】 減免期間の保険料を免除（時効消滅した保険料は除く）
 （注） 収監等の期間が年度を超えている場合は、年度ごとに申請が必要。
 ※出所 広島市「介護保険制度の案内」から抜粋

イ 実施した監査手続の詳細

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課及び広島市中区役所厚生部健康長寿課の担当者に対し、高齢者施策に係る上記の事業についてヒアリングを行い、必要に応じて関連書類を閲覧した。

ウ 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

エ 監査の意見

介護保険料の減免要件について（介護保険課）

上記＜介護保険料の減免制度＞①の特に収入が低く、生活が著しく困窮している人の要件7に「世帯員全員が所有する預貯金や株式等有価証券の合計額が、350万円以下であること」とあるが、広島市では当該要件については申請者からの自己申告に基づき判定を行っている。これに対し、仙台市・千葉市・横浜市・川崎市・静岡市・岡山市・北九州市・福岡市など他の政令指定都市では、介護保険料の減免に当

たり通帳等の確認を行っている。申請者の自己申告のみでは申告内容が誤っている可能性があることから、広島市においても通帳等により、「世帯員全員が所有する預貯金や株式等有価証券の合計額が、350万円以下であること」を確認すべきである。

8 認知症の人への支援の充実

(1) 概要

広島市では、認知症の人やその家族等が地域で安心して暮らせるよう、国の方針等を踏まえ、認知症に関する正しい知識の普及や相談支援体制の充実に取り組むとともに、認知症の早期発見・早期対応や症状の進行段階に応じた医療・介護サービス等が継ぎ目なく、適切に提供できる体制の整備・充実に向けた取組を推進している。

主な施策としては、次のとおりである。

ア 認知症に関する正しい知識の普及と地域支援体制の充実

- ・ 介護従事者等を「認知症アドバイザー」として養成するとともに、アドバイザーが講師となって、地域において認知症の人への理解者・支援者となる「認知症サポーター」の養成に取り組む。
- ・ 各区の「徘徊高齢者等 SOS ネットワーク」による行方不明者情報の共有や徘徊の恐れがある認知症高齢者等の事前登録などにより、警察の捜索に協力し、捜索願が出された認知症高齢者等の早期発見・保護に努める。
- ・ 保健センターにおいて、認知症高齢者等の家族の会に対する研修を実施するなどの支援を行うとともに、市民を対象とした「認知症高齢者介護セミナー」の開催による認知症介護に関する知識の普及に取り組む。

イ 相談支援体制の充実

- ・ 地域包括支援センターや区役所厚生部の保健・医療・福祉総合相談窓口等において、認知症に関する相談に応じ、必要に応じて、専門医療機関の紹介や介護サービス等の利用支援を行う。
- ・ 認知症疾患医療センターにおいて、認知症に関する専門医療相談や鑑別診断、早期治療等を実施する。
- ・ 認知症コールセンター（電話相談窓口）において、認知症介護の経験者が、認知症の人やその家族等が抱える生活や介護に関する悩みなどの相談対応を行うとともに、必要に応じて、地域包括支援センターや専門医療機関の紹介等を行う。

ウ 専門医療の充実と介護連携の推進

- ・ 認知症疾患医療センターを運営し、認知症の専門医療相談や鑑別診断、行動心理症状（BPSD）や身体合併症に対する急性期治療等を行うとともに、かかりつけ医や介護従事者等への研修を実施する。
- ・ 認知症サポート医やかかりつけ医認知症対応力向上研修修了者に対するフォローアップ研修や病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修を実施することなどにより、地域の認知症医療の充実を図る。
- ・ 認知症疾患医療センターや各区に配置した認知症地域支援推進員が中心となって、認知症サポート医や医師会等の関係団体と連携し、認知症の早期発見・早期

対応や症状の進行段階に応じた医療・介護サービス等が継ぎ目なく、適切に提供できる体制の整備・充実に向けた取組を推進する。また、認知症の医療・介護の専門職が早期対応を行う「認知症初期集中支援チーム」の設置について検討を進める。

エ 認知症に係る介護サービスの充実

- ・ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）や小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護等の認知症対応型サービスの計画的整備を促進する。
- ・ 認知症介護実践研修や認知症対応型サービス事業管理者研修等の認知症介護に関する研修を実施し、介護従事者等の認知症対応力の向上を図る。

オ 若年性認知症の人とその家族への支援の充実

- ・ 若年性認知症の人とその家族等の情報交換・交流の場として家族会が主催する「陽溜まりの会」の運営を支援するとともに、認知症の人と家族、支援者等の集いの場である「認知症カフェ」の普及対策について検討を進める。
- ・ 各区に配置した認知症地域支援推進員により、若年性認知症の人や家族等の相談対応を行うとともに、必要に応じて、医療や介護、就労、生活など、若年性認知症の人やその家族等が抱える様々な課題に対する支援を行う。
- ・ 市民や職域に対する若年性認知症に関する正しい知識の普及や介護従事者に対する研修の実施等に取り組む。

(2) 実施した監査手続の詳細

広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課の担当者に対し、高齢者施策に係る上記の事業についてヒアリングを行い、必要に応じて関連書類を閲覧した。

(3) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(4) 監査の意見

認知症高齢者等の家族の会に対する支援について（高齢福祉課）

認知症高齢者等の家族の会は、認知症高齢者を抱える家族同士が交流を持ち、家族が抱える悩みを話し合う場として、各区ごとに開催されている。開催回数は各区とも10回程度である。

広島市の施策として、介護技術・知識等の向上、情報交換、リフレッシュ等を目的として開催される認知症高齢者等の家族の会に対する研修等の支援を実施しており、外部講師の招聘に対する謝礼を広島市が支出している。

しかし、認知症高齢者数は、広島市内において約 30,000 人程度存在するにも関わらず、認知症高齢者等の家族の会の参加者は、各区約 10 名程度にとどまり、参加す

るメンバーもほぼ硬直的である。家族介護教室や認知症カフェといった他の施策はあるものの、認知症高齢者の家族数と比較して、明らかに参加人数が少ない結果となっている。

多くの認知症高齢者等の家族への参加を促し、事業目的を達成する観点からも、参加者を増やす方策を検討すべきである。

9 被爆者への援護

(1) 概要

被爆後 70 年が経過し、被爆者の高齢化が進んでおり、被爆者の 4 人に 1 人が要支援・要介護認定を受けているほか、ひとり暮らしの被爆者が年々増加しており、多くの被爆者が健康面や生活面に不安や問題を抱えている。

広島市では、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（以下「法」という。）に定める被爆者援護事業を推進するとともに、「広島市原子爆弾被爆者援護要綱」（以下「要綱」という。）により、健康診断や相談の実施、健康交流事業や健康づくり事業の実施など、被爆者への援護策の充実を図っている。法及び要綱に基づき広島市の実施する主な事業・取組は以下のとおりである。

ア 被爆者健康診断の実施

- ・ 年 2 回の定期健康診断に加え、希望者への年 2 回の健康診断（うち 1 回はがん検診への変更可）を実施するとともに、精密な検査が必要な人には精密検査を行う。
- ・ 健康づくりセンターにおいて、希望者を対象とした骨粗しょう症検診を実施する。
- ・ 健康診断の受診の際、一定要件を満たす場合には、医療機関までの交通手当を支給するなど、受診の促進を図る。
- ・ 広報を行うとともに受診機会を増やすことにより、健康診断の受診率の向上を図る。

イ 被爆者相談の実施

- ・ 区役所厚生部健康長寿課や原爆被害対策部援護課、健康づくりセンターにおいて、健康や生活等に不安を持つ被爆者の相談に対応する。
- ・ 原爆被害対策部援護課の被爆者相談ダイヤルで電話相談に対応するとともに、ひとり暮らしや介護を要する被爆者などに対して、被爆者相談員が家庭訪問を行う。

ウ 健康づくりの推進

- ・ 各区において健康教室や、交流会などを通して、健康づくりや福祉制度についての知識の普及を図る。
- ・ ひとり暮らしの被爆者を対象に、市内の公衆浴場を利用した「お風呂の日」を実施し、孤立の予防や心身の健康、生きがいづくりに努める。

エ 介護サービスの利用料の助成等

- ・ 在宅で介護を要する状態（原子爆弾の傷害作用の影響ではないことが明らかであるものを除く。）にある被爆者が訪問介護などの介護を受け、費用を負担した場合に、介護手当を支給する。
- ・ 費用を負担しないで介護を受けている場合でも重度の障害のある被爆者については介護手当を支給する。

- ・ 訪問介護や通所介護などの介護サービスの利用に対して利用者負担に相当する額を助成する。

オ 原爆養護ホームの適切な運営

- ・ 原爆養護ホーム（一般養護ホームと特別養護ホーム）において、入園者の心身の状況に応じた処遇や職員研修の実施等により、介護・看護サービスの質の向上を図る。
- ・ 原爆養護ホームにおいて、在宅被爆者のために通所介護と短期入所生活介護を実施する。

(2) 実施した監査手続の詳細

広島市健康福祉局原爆被害対策部調査課及び援護課の担当者に対し、高齢者施策に係る上記の事業についてヒアリングを行い、必要に応じて関連書類を閲覧した。

(3) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

10 その他の高齢者施策関連事業

(1) 老人大学・老人大学院

ア 概要

(ア) 開校の趣旨について

老人大学及び老人大学院は、高齢者向けの生涯学習事業として、主に市町村が任意に実施している。我が国の総合的な高齢社会対策である「高齢社会対策基本法」においても、以下のとおり、高齢者の学習の機会の確保や社会参加の促進を謳っている。

(基本理念)

第2条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

- 一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- 二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- 三 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会
(学習及び社会参加)

第11条 国は、国民が生きがいを持って豊かな生活を営むことができるようにするため、生涯学習の機会を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、活力ある地域社会の形成を図るため、高齢者の社会的活動への参加を促進し、及びボランティア活動の基盤を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

また、平成24年に公表された「高齢社会対策大綱」においても、以下のとおり、学習と社会参加が、基本的考え方で示されている。

第1 目的及び基本的考え方

2 基本的考え方

高齢社会対策は、高齢社会対策基本法第2条に掲げる次のような社会が構築されることを基本理念として行う。

〈1〉国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会

〈2〉国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会

〈3〉国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

これらの社会の構築に向け、以下に掲げる6つの基本的考え方に則り、高齢社会対策を進める。

(6) 若年期からの「人生90年時代」への備えと世代循環の実現

高齢期を健康でいきいきと過ごすためには、若い頃からの健康管理、健康づくりへの取組や生涯学習や自己啓発の取組が重要である。

※出所 内閣府「高齢社会対策の大綱について」から抜粋

広島市では、社会福祉法人広島市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が、自主事業として、老人大学及び老人大学院を運営し、後述のように、広島市から市社協に対して補助金が交付されている（平成26年度2百万円）。この老人大学は、昭和49年に開校され、今年で42年目を迎えている。また、老人大学3年間を修了後、希望した者が進学できる老人大学院も運営している。老人大学院の開校は、昭和52年である。

老人大学及び老人大学院の活動内容等は以下のとおりである。

受講料	年間 2 千円
大学講座	大学教授、医師、報道関係者など、各分野から専門家を講師として招いて月 2 回実施しています。定員は 350 名です。
大学院講座	大学 3 年間を修了後、希望された方が大学院に進学し、地域社会でリーダー的役割を担っていただけるよう、地域福祉活動、ボランティア活動等の講座に重点をおき月 2 回実施しています。
趣味のサークル	日本画、水墨画、書道、写真、押絵・木目込み、七宝焼き、リズム体操、民謡、大正琴、社交ダンス、歌謡教室、グラウンドゴルフ、パソコン、山登りの会、詩吟詠、俳句等各サークルが活動を行っています。
班活動	産業・名所旧跡の見学並びに懇談会など学生同志の交流を行っています。
自治会活動	老人大学・大学院の学生で自主的に運営する自治会があり、文化活動として会報「きずな」の発行や、奉仕活動として平和公園の清掃活動を行っています。また、学生相互の交流を深めるための研修旅行も行われています。

※出所 広島市社会福祉協議会 ホームページ「老人大学・大学院」から抜粋

市社協のホームページによると、老人大学の開校の趣旨として、「高齢者が新しい知識や教養を身につけ広く仲間づくりを図りながら、社会の一員として自らの生きがいを図るとともに、地域社会においてリーダー的役割を果たし、もって高齢者福祉の向上に資することを目的として老人大学を開校する」と掲げ、大学講座の修了者には、地域社会のリーダー的役割としての活躍を期待している。

老人大学の概要等は以下のとおりである。

主催	社会福祉法人 広島市社会福祉協議会
対象	広島市内に居住する 65 歳以上の人
定員	350 名
会場	広島市社会福祉センター 2 階ホール 〒730-0052 広島市中区千田町一丁目 9-43 TEL082-243-0051
受講 年限	3 年間
内容	講座 (原則として第 2・第 4 木曜日開催。午後 1 時 30 分から 3 時) ・政治、経済、社会に関する学習 ・健康、生きがいに関する学習 ・社会福祉に関する学習 ・その他、一般教養に関する学習 自主活動 1. 班活動 2. 自治会活動 ●産業見学等野外レクリエーション ●老人大学祭 ・趣味の作品の展示 ・芸能発表 ●その他

※出所 広島市社会福祉協議会 ホームページ「老人大学・大学院」から抜粋

老人大学院の開校の趣旨は、同ホームページによると、「生活に密着した問題を題材として掘り下げて相互学習する中で、高齢者としての現代感覚を身につけるとともに、地域社会における福祉課題等の理解を通し、高齢者自ら急速に進む高齢社会を支える一員としての知識や情報を習得し、地域社会において福祉リーダー的役割を果たすことを目的として老人大学院を開校する」と掲げられ、老人大学と同様に、地域社会のリーダー的役割が含まれている。

老人大学院の概要等は以下のとおりである。

主催	社会福祉法人 広島市社会福祉協議会
対象	老人大学に3年間在学し卒業した人
会場	広島市社会福祉センター 2階ホール 〒730-0052 広島市中区千田町一丁目 9-43 TEL082-243-0051
受講 年限	2年間
内容	講座 (原則として第1・第3月曜日開催。午後1時30分から3時) ・政治、経済、法律等に関する学習 ・地域福祉活動、ボランティア活動等福祉に関する学習 自主活動 1. 班活動 2. 自治会活動

※出所 広島市社会福祉協議会 ホームページ「老人大学・大学院」から抜粋

老人大学及び老人大学院の入学者数と退学者数の推移は以下のとおりである。

老人大学入学		老人大学卒業			老人大学院卒業			5年間の退学者数 (人)
年度	入学者数 (人)	年度	卒業 者数 (人)	退学 者数 (人)	年度	卒業 者数 (人)	退学 者数 (人)	
H18年	129	H20年	93	36	H22年	82	11	47
H19年	149	H21年	122	27	H23年	98	24	51
H20年	116	H22年	84	32	H24年	64	20	52
H21年	114	H23年	96	18	H25年	76	20	38
H22年	147	H24年	108	39	H26年	84	24	63
H23年	116	H25年	77	39	H27年	—	—	—
H24年	126	H26年	88	38	H28年	—	—	—
H25年	128	H27年	—	—	H29年	—	—	—
H26年	96	H28年	—	—	H30年	—	—	—

※出所 広島市健康福祉局地域福祉課作成資料に監査人加筆

老人大学・老人大学院受講者の募集方法等は、以下のとおりである。

○新規申込み

老人大学の新規受講者は、4月の一定期間に限り申込みを受付けます（「市民と市政」により広報）。

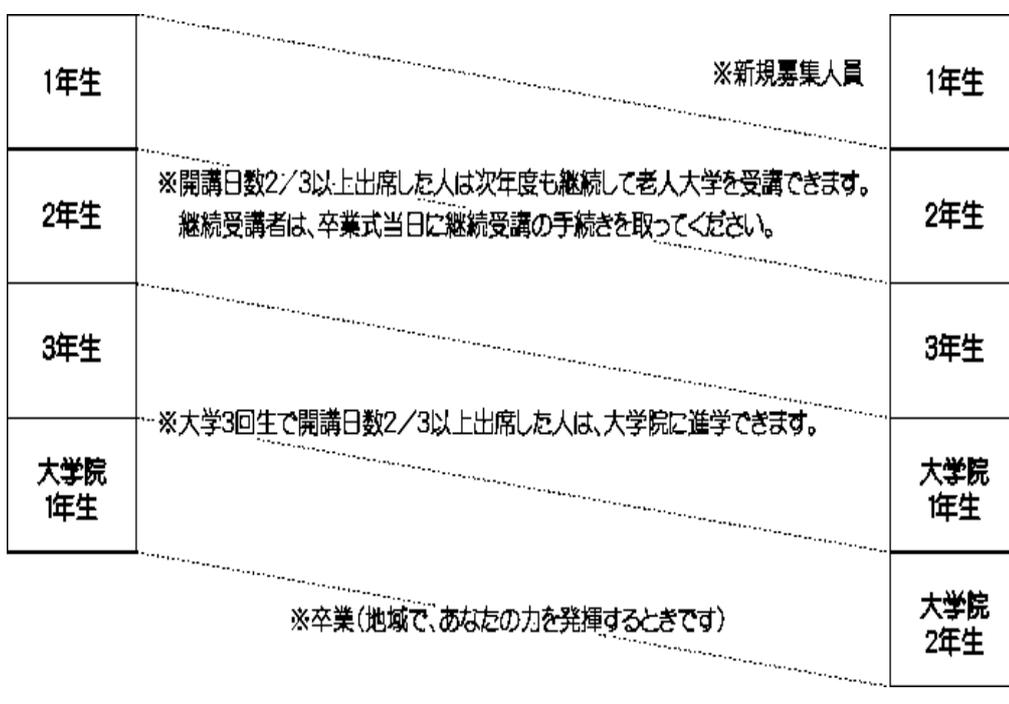
募集人員は、定員 350 名から、2年生・3年生に進級した人を差し引いた人数です。

なお、例年申込みが多数ありますので、定員を超えた場合は抽選により入学者を決定しています。

○受講年限

老人大学は3年間、大学院は2年間受講できます。開講日数の2/3以上出席された人は進級できます。なお、留年制度はありません。

○進級の例示



※出所 広島市社会福祉協議会 ホームページ「老人大学・大学院」から抜粋

老人大学・老人大学院の平成26年度の講座は、以下のとおりである。

老人大学	老人大学院
めざせ「助けられ上手！」で孤独死・孤立死する自分と向き合う。	人生90年時代プランニング～生き抜く準備と相続・介護対策～
ふしぎ探検！暮らしのなかの右・左	政治の表と裏
生物多様性について～安佐動物公園の動物たちから考える～	広島を元気にした男たち
漢方の知恵から学ぶ健康法	生物多様性について～安佐動物公園の動物たちから考える～
政治の表と裏	広島市の防災対策
今 青春！人生いきいき！	犯罪の被害者にならないために
中谷教授の白熱教室@老人大学	中谷教授の白熱教室@老人大学院
厳島神社の社殿と清盛・景弘～海上社殿を歩くように解説しながら～	広島城下町の暮らし町名からさぐる
広島を元気にした男たち	厳島神社の社殿と清盛・景弘～海上社殿を歩くように解説しながら～
広島城と陸軍	広島城下絵屏風にみる広島の歴史
広島市の国際交流	私の貯金箱
ストレッチで心とからだをリフレッシュ	ストレッチで心とからだをリフレッシュ
心ゆたかに生きる	心ゆたかに生きる
高齢者が巻き込まれる法律問題～相続・遺言・成年後見制度について～	瀬戸内・食べものがたり
地区社協の活動等取り組みについて	地区社協の活動等取り組みについて
時事問題	高齢者が巻き込まれる法律問題～相続・遺言・成年後見制度について～
マンドリン音楽を皆様とともに	時事問題
人生90年時代プランニング～生き抜く準備と相続・介護対策～	マンドリン音楽を皆様とともに
広島市の防災対策	今 青春！人生いきいき！

※出所 広島市社会福祉協議会ホームページ「老人大学・大学院」を基に監査人作成

イ 実施した監査手続の詳細

広島市健康福祉局地域福祉課の担当者に対し、高齢者施策に係る上記の事業についてヒアリングを行い、必要に応じて関連書類を閲覧した。

ウ 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

エ 監査の意見

講座の重複について（地域福祉課）

前述の開校の趣旨に記載のとおり、老人大学の修了者は、地域社会のリーダー的役割としての活躍が期待されていることに対して、老人大学院の修了者は、地域社会の福祉リーダー的役割という専門性を活かした活躍が期待されている。

しかしながら、平成 26 年度の老人大学・老人大学院の双方の講座は、過半が同じ講座名となっており、老人大学院が老人大学と比べて専門性を高めるための講座を開設していると言えるか疑問がある。

なお、過去 5 年間の講座名の重複状況は以下のとおりであり、講座名の重複は、近年顕著である（各年度の全講座数は 19 講座）。

H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度 (実施中)
4	4	8	14	14	16

※出所 広島市社会福祉協議会 ホームページ「老人大学・大学院」を基に監査人作成

講座名が重複する老人大学・老人大学院それぞれの講座の内容に関して、広島市に確認したところ、一部の講座は、単年での実施のために同一の講座を実施しているとのことであった。その他は、教材や講座内容が一部相違するとのことであった。

老人大学院を運営している市町村は全国的にも珍しく、その存在意義は、強く問われるものと考えられる。しかしながら、近年、老人大学院の講座は、老人大学と大半が同じ講座名となっており、広島市民がホームページなどで講座名を見ても講座内容の相違が確認できないため、老人大学とは別に老人大学院を設置する意義が問われかねない状況と考えられる。

このような意味から、老人大学院の講座名は、老人大学とは異なる講座内容であり、より専門性の高いものであることが明確に分かるように検討すべきである。

老人大学院には、結成後、平成 27 年で 36 年目となる OB 会（略称、老大 OB 会）があり、現在も、会員の健康と教養及び趣味を通じて相互の親睦を図り、老後の健康増進と、明るく、楽しい生き甲斐づくりを目的として、月 1 回の講座の開設や趣味のサークル活動を自主的に運営している。当該老大 OB 会の今後の発展のためにも、意義のある講座の設定が望まれる。

(2) 社会福祉法人の指導監査

ア 概要

(ア) 広島市は、社会福祉法人及び施設の自主チェック機能の強化、それに伴う入所者及び施設利用者への福祉サービスの向上、指導監査の公平性・透明性の向上に資するため、社会福祉法人・社会福祉施設において日頃から遵守すべき項目について指導監査運用基準を作成し、運用基準を基に指導監査を行っている。

(イ) 監査の種類、頻度、担当部署

広島市が所管する老人福祉施設を経営する社会福祉法人に対する監査の種類、頻度、担当部署をまとめると以下のとおりである。

【老人福祉施設を経営する社会福祉法人に対する監査】

監査の種類		頻度	担当部署
広島市が所管する社会福祉法人に対する法人指導監査	一般監査	原則、毎年度実施。 ただし、一定の要件に該当する場合は2年に1回。さらに外部監査人の監査を受けており、法人の財務状況の透明性・適正性が確保されている等を所轄庁が判断する時には4年に1回。	監査指導室
	特別監査	一定の要件に該当する場合その都度実施する。	監査指導室
広島市が所管する老人福祉施設に対する施設指導監査	一般監査	原則、毎年度実施。 ただし、一定の要件に該当する場合は、一般監査の翌年度は書面監査が可能。	各所管課
	特別監査	一定の要件に該当する場合その都度実施する。	各所管課

※出所 厚生労働省通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」及び「老人福祉施設に係る指導監査について」を基に監査人作成

イ 実施した監査手続の詳細

広島市健康福祉局監査指導室の内部資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施した。

ウ 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(3) 後期高齢者のはり・きゅう施術費の支給

ア 概要

広島市では、国民健康保険制度において、被保険者がはり・きゅうの施術を受ける場合に、独自に助成制度を設けている。平成20年度から後期高齢者医療制度が実施され、75歳以上の者は国保資格を喪失し国保被保険者を対象とするはり・きゅう施術費の助成が受けられなくなるため、75歳以上の高齢者の健康保持の観点から、後期高齢者医療の被保険者を対象にはり・きゅう施術費を広島市が助成している。

助成額は1回（1日）につき700円である。ただし、1会計年度に1人35回までであり、年度の途中で広島市国保のはり・きゅう施術費の支給を受けていた者が後期高齢者医療の被保険者資格を取得した場合は、国保での施術回数と併せて35回までとする。

助成額については、はり・きゅうの施術を受けた後、申請に基づき交付される。助成対象となる疾患は末しょう神経疾患及び運動器疾患に限定されている。

なお、当制度は長寿・健康増進事業として広島県後期高齢者医療制度特別対策補助金の対象であり、国から特別調整交付金を受けた広島県後期高齢者医療広域連合が上記の補助金を広島市に渡すため、実質的に広島市の費用負担はない。

イ 広島市の利用実績

広島市の助成決定者数及び事業費は以下のとおりである。助成決定者数は増加傾向にあり、結果として助成費も増加傾向にある。

【後期高齢者医療制度のはり・きゅう施術助成の助成決定者及び事業費】

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
助成決定者数（人）	2,197	2,675	2,986	3,040	3,148	
事業費	施術費（千円）	32,790	32,942	40,797	40,852	44,498
	事務費（千円）	148	148	152	150	160
	合計（千円）	32,938	33,090	40,949	41,003	44,658

※出所 広島市健康福祉局保険年金課作成資料から抜粋

ウ 実施した監査手続の詳細

広島市健康福祉局保険年金課の担当者に対し、高齢者施策に係る上記の事業についてヒアリングを行い、必要に応じて関連書類を閲覧した。

エ 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

11 平成 16 年度包括外部監査の結果及び意見に対する措置及び対応状況

(1) 平成 16 年度包括外部監査の結果及び意見並びにこれらに対する措置状況

平成 16 年度の広島市包括外部監査は複数のテーマにつき報告書を作成しており、その中の一つは「高齢者福祉事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理」をテーマとしている。これは当年度のテーマと類似しており、平成 16 年度に結果及び意見として掲げられた事項に対する措置又は対応状況を検討することは、高齢者施策に関する事務の執行を検討する上で、有用であると判断した。

上記の平成 16 年度の広島市包括外部監査「高齢者福祉事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理」において、結果及び意見として掲げられた事項に対する措置及び対応状況は以下のとおりであり、広島市は全ての結果及び意見に対して、措置又は対応を行っている。

なお、結果に対する措置については、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項により公表が求められているが、広島市においては、意見についての対応も広島市監査委員監査執行規程第 26 条第 3 項により公表が求められている。

区分	項目		広島市の措置・対応状況
結果	1	社会福祉法人広島市社会福祉協議会における財務諸表の検討	
		(1) 基本財産に計上している固定資産の減価償却について	措置済
		(2) 諸引当金の計上について ア 徴収不能引当金 イ 賞与引当金 ウ 退職給与引当金	措置済
意見	1	保険料減免措置の実施状況	
		(1) 保険料未納者に対する減免制度の利用促進への関与の在り方について	対応済
		(2) 減免制度について	対応済
	2	福祉用具購入費支給及び住宅改修費支給事業の実施状況	
		(1) 申請書作成者の真実性の担保について	対応済
	(2) 福祉用具購入費支給事業において同一の種目の福祉用具を購入する場合の区役所でのチェックについて(西区役所及び安佐北区役所)	対応済	
	3	介護保険請求と医療保険請求の重複請求に係るチェックの実施状況	対応済
	4	高齢者住宅改造費助成事業 十分な資産があると推定される高齢者への助成(安佐北区役所)	対応済
	5	特別養護老人ホームへの補助金	
		(1) 給与改善手当支給台帳の磁気媒体での入手について	対応済
	(2) 給与改善費補助金制度について	対応済	
6	(財)広島市福祉サービス公社が実施する居宅介護サービス事業の経済性及び有効性について	対応済	
7	社会福祉法人広島市社会福祉協議会における外部監査の活用について	対応済	

(2) 実施した監査手続の詳細

平成 16 年度広島市包括外部監査「高齢者福祉事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理」の結果及び意見に対する対応結果報告書を閲覧し、必要に応じて担当課に質問を実施した。また、「7 社会福祉法人広島市社会福祉協議会における外部監査の活用について」に関しては、社会福祉法人広島市社会福祉協議会の担当者に質問を実施するとともに、平成 17 年度以降の広島市健康福祉局監査指導室の社会福祉法人の法人監査の監査調書を閲覧した。

(3) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(4) 監査の意見

高齢者住宅改造費助成事業に係る意見への対応について（高齢福祉課）

(2) で記載した手続を行った結果、「4 十分な資産があると推定される高齢者への助成（安佐北区役所）」について、対象要件に資産要件を加えることが有効であるとの意見に対し、資産要件を加えることは困難であるとされている。

平成 16 年度包括外部監査における意見及びその対応は以下のとおりである。

意見内容
高齢者住宅改造費助成は、要介護（要支援）認定を受けており、かつ、「生計中心者の前年の所得税課税年額が 14 万円以下の世帯に属する者」が対象者となっているが、資産や貯蓄の保有状況はその要件になっていない。 しかし、この制度が低所得等の理由により生活困難な高齢者のための助成制度であるという趣旨に鑑みれば、所得による基準だけではなく資産や貯蓄の保有状況についても助成対象の要件とすることが有効であると考えられる。

対応結果
以下の理由により、対象要件に資産要件を加えることは困難である。 1 助成金の支給に資産要件を設けることとした場合、市には申請者の資産調査権がないため、資産の把握は本人の申立によることになり、個人の良識に頼ることになって、信憑性に欠け、助成の決定に不公平を生じる可能性がある。 2 助成の決定にあたり、本人の同意を得て資産調査をすることが可能としても、膨大な事務量が予想され、迅速な補助決定が行えなくなる。 3 政令市中同様の制度を実施しているのは 10 都市であるが、現在、対象者の要件に資産要件を設けている都市はない。

※出所 「平成 16 年度包括外部監査の意見に対する対応結果報告書」から抜粋

広島市の対応結果は、対象要件に資産要件を加えることは困難であるとしているが、

その理由として、資産の把握が自己申告になること及び事務量の増加により迅速な助成の決定を行えないことを挙げている。

しかし、高齢者等住宅改修費補助制度が低所得者等の理由により生活困難な高齢者のための助成制度であるという趣旨に鑑みれば、所得による基準だけではなく資産や貯蓄の保有状況についても助成対象の要件とするべきであり、資産調査の実施が困難であるとしても、資産の保有状況を自己申告させ不正申告が明らかになった場合にはペナルティを課すことをあらかじめ示すことで不正申告を行わせない抑止力を働かせることにより、適正な申告を行わせることを検討すべきである。